

定 款 諸規程集



公益社団法人 花巻青年会議所

定款
諸規程集

公益社団法人花巻青年会議所定款

第 1 章 総 則

(名称)

第 1 条 本会議所は、公益社団法人花巻青年会議所（英文名Junior Chamber International Hanamaki）と称する。

(事務所)

第 2 条 本会議所は、主たる事務所を岩手県花巻市に置く。

(目的)

第 3 条 本会議所は、地域社会及び国家の発展を図り、会員の連携と指導力の啓発に努めるとともに国際的理解を深め、世界の繁栄及び平和に寄与することを目的とする。

(運営の原則)

第 4 条 本会議所は、特定の個人又は法人その他の団体の利益を目的としてその事業を行わない。

2 本会議所は、これを特定の政党の為に利用しない。

3 本会議所は、剰余金の分配を行うことができない。

(公益目的事業)

第 5 条 本会議所は、第 3 条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

(1) 地域社会の健全な発展を目的とする事業

(2) 児童又は青少年の健全な育成を目的とする事業

(3) 大規模災害及びそれに準ずる災害等が発生したときの被災者支援並びに被災地域の復旧・復興支援を目的とする事業

(4) その他公益目的を達成するための事業

2 前項の事業については岩手県において行うものとする。

(その他の事業)

第 6 条 本会議所は、公益事業の推進に資するために必要に応じて次の事業を行う。

(1) 指導力啓発の知識及び教養の習得と向上並びに能力の開発を促進する事業

(2) 国際青年会議所、公益社団法人日本青年会議所及び国内外の青年会議所並びにその他の諸団体と連携し、相互の理解と親善を増進する事業

(3) その他本会議所の目的を達成するために必要な事業

第 2 章 会 員

(会員の種別)

第 7 条 本会議所の会員は、次の3種とし、正会員をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般社団・財団法人法」という。）上の社員とする。

(1) 正 会 員 正会員は、花巻市及びその周辺の地域に居住し又は勤務する満20歳から40歳未満の品格ある青年であり、かつ理事会において入会を承認された者でなければならない。ただし、正会員が事業年度中に40歳に達した場合は、その事業年度の終了後の12月末日まで正会員としての資格を有する。また理事の任期中に40歳に達した場合は、理事としての任期の満了するときまで、正会員の資格を有する。

(2) 特別会員 特別会員は、40歳に達した年の事業年度の終了後の12月末日まで正会員であった者のみが、その資格を有する。特別会員となることを希望する者は、理事会の決定により、特別会員になることができる。

(3) 賛助会員 本会議所の目的に賛同し、その事業の発展を望む法人又は団体は、理事会の決定により、賛助会員となることができる。

2 40歳に達する年の事業年度に理事長であった者は、理事長の任期が満了した年の翌年に開催される第35条第2項の定時総会の終結のときまで正会員としての資格を有する。

(入 会)

第8条 本会議所の正会員となろうとする者は、別に定める規程により、正会員2名以上の推薦を受けて、所定の入会申込書を理事長に提出し、理事会の承認を受けなければならない。

2 前項に定めるもののほか、入会に関する事項は、別に定める規程による。

(会員の権利)

第9条 会員は、本定款に定めるもののほか、本会議所の目的達成に必要なすべての事業に参加する権利を平等に享有する。

(会員の義務)

第10条 本会議所の会員は、法令に定めるもののほか、本定款その他の規程を遵守しなければならない。

(正会員の義務)

第11条 本会議所の正会員は、各種会議、行事に出席する等、本会の目的達成に必要な義務を負う。

(会費納入義務)

第12条 正会員及び賛助会員は総会において別に定める額の会費を納入しなければならない。

2 正会員及び特別会員は、入会に際し、総会において別に定める額の入会金を納入しなければならない。

(資格の喪失)

第13条 会員は、次の各号の一に該当するときは、その資格を失う。

- (1) 退会したとき。
- (2) 後見開始又は保佐開始の審判を受けたとき。
- (3) 死亡し、若しくは失踪宣告を受けたとき。
- (4) 法人又は団体が解散したとき。
- (5) 総正会員全員が同意したとき。
- (6) 除名されたとき。

(退 会)

第14条 会員が本会議所を退会しようとするときは、その事業年度の会費を納入し、退会届けを理事長に提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除 名)

第15条 正会員が次の各号の一に該当するときは、総会の決議によって会員を除名することができる。この場合において、本会議所は、当該会員に対し、総会の1週間前までに理由を付して除名する旨を通

知し、総会において弁明する機会を与えなければならない。

- (1) 会費を納入しないとき。
- (2) 本定款その他の規程に違反したとき。
- (3) 本会議所の名誉を毀損し、又は本会議所の目的に反する行為をしたとき。
- (4) 本会議所の秩序を著しく乱す行為をしたとき。
- (5) その他除名すべき正当な事由があるとき。

2 賛助会員又は特別会員が前項の各号の一に該当するときは、理事会の決議により、当該会員を除名することができる。

3 除名が決議されたときは、その会員に対し通知するものとする。
(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第16条 会員が第13条の規定によりその資格を喪失したときは、本会議所に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。

2 本会議所は、会員がその資格を喪失しても、既納の入会金、会費その他の拠出金品は、これを返還しない。

(休 会)

第17条 正会員がやむを得ない事由により、本会議所の事業に長期間出席できないときは、理事会の承認を得て、休会することができる。ただし、休会中は別に定める規程による額の会費を納入しなければならない。

2 前項の事由により休会し、その事由の解消により復帰を希望する正会員は、理事会の承認を得て復帰することができる。

第 3 章 役 員 等

(役 員)

第18条 本会議所に次の役員を置く。

- (1) 理事 5名以上30名以内
 - (2) 監事 2名以上3名以内
- 2 理事のうち、1名を理事長、3以上5名以内を副理事長、1人を専務理事とし、理事会の決議により必要に応じて一般社団・財団法人法第91条第1項第2号の業務執行理事を置くことができる。
- 3 前項の理事長をもって一般社団・財団法人法上の代表理事とし、専務理事をもって一般社団・財団法人法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(選 任)

第19条 理事及び監事は、総会の決議により選任する。

- 2 理事は本会議所の正会員のうちから選任する。
- 3 理事長、副理事長及び専務理事は理事会の決議によって理事の中から選定する。理事長及び専務理事を選定する場合において、総会の決議により理事長候補者及び専務理事候補者を選出し、理事会において当該候補者を選定する方法によることができる。
- 4 本会議所の理事のうちには、理事のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数（現在数）の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 5 本会議所の監事には、本会議所の理事（親族その他の特殊の関係

がある者を含む。)及び本会議所の使用人が含まれてはならない。
また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係があってはならない。

6 その他役員を選任に関して必要な事項は、別に定める規程による。
(理事の任期)

第20条 理事として選任された者は、補欠として選任された理事及び増員した理事を除き、選任された年の翌年に開催される第35条第2項の定時総会の終結のときに就任し、就任した年の翌年に開催される第35条第2項の定時総会の終結のときに任期が満了する。ただし、再任を妨げない。

2 理事は、辞任又は任期満了の場合においても、後任者が就任するまで、その職務を行わなければならない。

3 任期の満了前に退任した理事の補欠として選任された理事又は増員した理事の任期は、前任者又は他の在任理事の任期の残存期間と同一とする。

(監事の任期)

第21条 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する第35条第2項の定時総会の終結のときまでとする。ただし、再任を妨げない。

2 監事は、辞任又は任期満了の場合においても、後任者が就任するまで、その職務を行わなければならない。

3 任期の満了前に退任した監事の補欠として選任された監事の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

(辞任及び解任)

第22条 役員は、理事会の承認を得て辞任することができる。

2 役員は、総会の決議によって解任することができる。

(理事の職務権限)

第23条 理事は理事会を構成し、法令及び本定款で定めるところにより、本会議所の業務の執行を決定する。

2 理事長は、本会議所を代表し、業務を執行する。

3 副理事長は、理事長の業務の執行を補佐する。

4 専務理事は、理事長の業務の執行を補佐し、事務局を管理して本会議所の常務を処理する。

5 理事長、専務理事及び業務執行理事は、毎事業年毎に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務権限)

第24条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本会議所の業務及び財産の状況を調査することができる。

(理事会への報告義務)

第25条 監事は、理事が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を理事会に報告しなければならない。

(理事会への出席義務等)

第26条 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

2 監事は、前条に規定する場合において、必要があると認めるときは、理事長に対し、理事会の招集を請求することができる。

3 前項の規定による請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知を発せられない場合は、その請求をした監事は、理事会を招集することができる。

(総会に対する報告義務)

第27条 監事は、理事が社員総会に提出しようとする議案、書類、電磁的記録その他の資料を調査しなければならない。この場合において、法令若しくは本定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を総会に報告しなければならない。

(監事による理事の行為の差し止め)

第28条 監事は、理事が本会議所の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によって本会議所に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

(直前理事長等)

第29条 本会議所に、直前理事長、相談役又は顧問(以下、「直前理事長等」という。)を置くことができる。

2 直前理事長は、前年度理事長がこれにあたり、理事長経験を生かし、業務について必要な助言を行わなければならない。

3 相談役は、正会員のうちから選定し、理事会の運営及び業務についての意見を述べなければならない。

4 顧問は、正会員のうちから選定し、理事長の諮問に答え、又は重要な業務についての意見を述べなければならない。

5 相談役及び顧問は、理事会の決議によって選定する。

6 第20条第1項、第22条の規定は、直前理事長等の任期、辞任及び解任にこれを準用する。ただし直前理事長等が、正会員の資格を喪失した場合は、その時点で任期満了とする。

(報酬等)

第30条 役員及び直前理事長等は無報酬とする。ただし、正会員の資格を有しない監事には、報酬を支給できることとし、その額については、総会において別に定める。

(取引の制限)

第31条 理事は次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事項を開示し、理事会の承認を得なければならない。

(1) 自己又は第三者のためにする本会議所の事業の部類に属する取引

(2) 自己又は第三者のためにする本会議所との取引

(3) 本会議所がその理事の債務を保証することその他理事以外の者の間における本会議所とその理事との利益が相反する取引

2 前項の取引をした理事はその取引の重要な事実を遅滞なく理事会

に報告しなければならない。

(責任の免除)

第32条 本会議所は、一般社団・財団法人法第111条第1項に規定する損害賠償責任について、役員が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合において、責任の原因となった事実の内容、役員の職務執行の状況その他の事情を勘案し、特に必要と認めるときは、法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度とし、理事会の決議によって免除することができる。

2 本会議所は、一般社団・財団法人法第111条第1項に規定する賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合においては、外部役員との間で、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、その契約に基づく賠償責任の限度額は、一般社団・財団法人法第113条第1項の規定による最低責任限度額とする。

第 4 章 総 会

(構成)

第33条 総会は、すべての正会員をもって構成する。

(権限)

第34条 総会は一般社団・財団法人法に規定する事項及び本定款に別に定める事項のほか、次の各号を決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 役員を選任及び解任
- (3) 理事長候補者及び専務理事候補者の選出
- (4) 財産等の運用及び財産の処分の承認
- (5) 事業報告及び付属明細書の承認
- (6) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの付属明細書の承認
- (7) 財産目録の承認
- (8) 定款の変更
- (9) 入会金及び会費の額
- (10) 次に掲げる規程の制定、変更及び廃止
会員資格規程
役員報酬規程
財産管理規程
- (11) 解散及び残余財産の処分
- (12) 理事会において総会に付議した事項

(種類及び開催)

第35条 本会議所の総会は定時総会及び臨時総会の2種類とする。

2 定時総会は毎事業年度終了後3か月以内に開催し、その定時総会をもって、一般社団・財団法人法上の定時社員総会とする。

3 臨時総会は次のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事会において開催の決議がなされたとき。
- (2) 総正会員の5分の1以上の正会員から、会議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面により、招集の請求が理事長にあったとき。

(招集)

第36条 総会は、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 理事長は、前条第3項第2号の規定による請求があったときは、遅滞なく、請求があった日から6週間以内の日を開催日とする臨時総会の招集の通知を発しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所及び目的である事を記載した書面をもって、総会の日から1週間前までに正会員に通知を発しなければならない。ただし、総会に出席しない正会員が書面によって議決権を行使できることとするときには、2週間前までに通知を発しなければならない。

(議長)

第37条 総会の議長は理事長又は正会員のうち総会開会前に理事長の指名した者がこれにあたる。ただし、第35条第3項第2号の規定に基づき臨時総会を開催した場合は、出席正会員のうちからこれを選出する。

(定足数)

第38条 総会は、総正会員の過半数の出席をもって成立する。

(議決権)

第39条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(決議)

第40条 総会の決議は、総正会員の過半数が出席し、出席した正会員の議決権の過半数をもって決する。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散及び残余財産の処分方法
- (5) 合併又は事業の譲渡
- (6) 理事会において総会に付議された事項
- (7) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに、第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第18条第1項で定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議決権の代理行使)

第41条 やむを得ない事由により総会に出席できない正会員は、法令の定めるところにより他の正会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。

2 前項の正会員又は代理人は、代理権を証明する書面を本会議所に提出しなければならない。

3 第1項の規定により、議決権を行使する場合、正会員は、第38条及び前条の規定の適用については、出席したものとみなす。

(議事録)

第42条 総会の議事については、法令で定めるところにより議事録を

作成しなければならない。

- 2 議事録には、議長及び議長が指名する正会員2名が署名又は記名押印しなければならない。

第5章 理事会

(構成)

第43条 本会議所に理事会を置く。

- 2 理事会はすべての理事をもって構成する。

(権限)

第44条 理事会は、本定款に別に定めるもののほか、次の各号に掲げる職務を行う。

- (1) 理事長、副理事長及び専務理事並びに業務執行理事の選定及び解職
 - (2) 総会の日時及び場所並びに議事に付すべき事項の決定
 - (3) 第34条第10号に規定する規程を除く規程の制定、変更及び廃止
 - (4) 第1号から第3号に定めるもののほか本会議所の業務執行の決定
 - (5) 理事の職務の執行の監督
- 2 理事会は、次に掲げる事項その他重要な業務執行の決定を理事に委任することはできない。
 - (1) 重要な財産の処分及び譲り受け
 - (2) 多額の借財
 - (3) 重要な使用人の選任及び解任
 - (4) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止
 - (5) 理事の職務の執行が法令及び本定款に適合することを確保するための体制その他本会議所の業務の適正を確保するために必要な法令で定める体制の整備
 - 3 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは意見を述べなければならない。
 - 4 直前理事長等は理事会に出席し、意見を述べなければならない。

(権限及び開催)

第45条 理事会は定例理事会及び臨時理事会の2種類とする。

- 2 定例理事会は原則として毎月1回開催する。
- 3 臨時理事会は次の各号の一に該当する場合に開催する。
 - (1) 理事長が必要と認めたとき
 - (2) 次条第2項又は第3項に定めるとき

(招集)

第46条 理事会は本定款に別に定める場合のほか、理事長が招集する。

- 2 理事長は、理事長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったときは、その請求があった日から5日以内に、その日から2週間以内の日を開催日とする臨時理事会を招集しなければならない。
- 3 前項の請求があった日から5日以内に、その日から2週間以内の日を開催日とする理事会の招集通知が発せられない場合には、その請求をした理事が臨時理事会を招集することができる。

4 理事会を招集する者は、理事会の日の1週間前までに各理事、各監事、直前理事長等に対し通知を発しなければならない。ただし、緊急を要する場合はこの期間を短縮することができる。

5 前項の規定にかかわらず、理事会は理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく開催することができる。

(議長)

第47条 理事会の議長は、理事長又は理事会開会前に理事長の指名した者がこれにあたる。

(定足数)

第48条 理事会は、議決に加わることができる理事の過半数の出席をもって成立する。

(決議)

第49条 理事会の決議は、出席した理事の過半数をもって決する。

2 前項の決議について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。

(報告の省略)

第50条 理事又は監事が、理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合には、その事項を理事会に報告することを要しない。

2 前項の規定は、第23条第5項の規定による報告には適用しない。

(議事録)

第51条 理事会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、出席した理事長及び監事は、これに署名し、又は記名押印しなければならない。

(運営)

第52条 その他、理事会運営については、別に定める規程による。

(常任理事会)

第53条 理事会に提出する議案を協議するため、常任理事会を置くことができる。

2 常任理事会の運営については、別に定める規程による。

第6章 例会及び委員会

(例会)

第54条 本会議所は、原則として毎月1回例会を開催する。

2 例会の運営については、別に定める規程による。

(委員会)

第55条 本会議所は、目的達成に必要な事項を調査、研究若しくは審議し、又は実施するために委員会を置く。

2 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成し、必要に応じて幹事を置くことができる。

3 委員長は、正会員のうちから理事会において選任する。

4 正会員は、理事長、副理事長、専務理事、監事、直前理事長等、事務局長及び事務局員を除き、原則として全員がいずれかの委員会に所属しなければならない。

5 委員会の運営については、別に定める規程による。

- (室、会議、特別委員会)
- 第56条 本会議所は、室、会議、特別委員会を置くことができる。
- 2 前項に関して必要な事項は、別に定める規程による。

第 7 章 資産及び会計

(財産の構成)

第57条 本会議所の財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 財産目録に記載された財産
- (2) 会費
- (3) 入会金
- (4) 寄付金品
- (5) 事業に伴う収入
- (6) 資産から生じる収入
- (7) その他の収入

2 本会議所の経費は前項の収入をもってこれに充てる。

(事業年度)

第58条 本会議所の事業年度は、毎年12月16日に始まり、翌年12月15日に終わる。

(財産の管理・運用)

第59条 本会議所の財産の管理及び運用については、別に定める規程による。

(会計原則)

第60条 本会議所の会計は、法令に従い、一般に公正妥当と認められる公益法人の会計の慣行に従うものとする。

(事業計画及び収支予算)

第61条 本会議所の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類（以下「事業計画書等」という。）については、毎事業年度開始日の前日までに理事長が作成し、理事会の承認を得るものとする。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の事業計画書等については、毎事業年度の開始の日の前日までに行政庁に提出するとともに、主たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第62条 本会議所の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を経て、毎事業年度終了後3か月以内に開催する定時総会において承認を得なければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項各号の書類、役員名簿、会員名簿、運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した

書類、監査報告については毎事業年度の経過後3ヶ月以内に行政庁に提出するとともに、主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- 3 本会議所は、第1項の定時総会の終結後速やかに、法令の定めるところにより貸借対照表を公告するものとする。

(公益目的取得財産残額の算定)

第63条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、第66条第1項第10号の書類に記載するものとする。

(長期借入金及び重要な財産の処分又は譲り受け)

第64条 本会議所が資金の借入をしようとするときは、その会計年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、総会において総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の決議を得なければならない。

- 2 本会議所が重要な財産の処分又は譲り受けを行おうとするときも、前項と同じ決議を得なければならない。

第8章 管 理

(事務局)

第65条 本会議所の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局には、事務局長、事務局員及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長は、理事長が理事会の承認を得て理事の中から任命する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める規程による。

(備付け帳簿及び書類)

第66条 事務所には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えておかなければならない。

- (1) 定款及び規程
 - (2) 会員名簿及び会員の異動に関する書類
 - (3) 理事及び監事の名簿
 - (4) 認定、許可、認可等及び登記に関する書類
 - (5) 理事会及び総会の議事に関する書類
 - (6) 財産目録
 - (7) 事業計画書及び収支予算書
 - (8) 事業報告書及びその付属明細書並びに貸借対照表及び損益計算書
 - (9) 監査報告
 - (10) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類
 - (11) その他法令で定める帳簿及び書類
- 2 前項各号の帳簿及び書類の閲覧については法令の定めるところによるものとする。

- 3 第1項各号の帳簿及び書類を主たる事務所に5年間備え置くものとする。ただし、第1項第1号、第2号及び第4号は常時、第1項第5号及び第8号は10年間備え置くものとする。

第 9 章 公告の方法

(公告)

第67条 本会議所の公告は電子公告により行う。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

第10章 定款の変更、合併及び解散

(定款の変更)

第68条 本定款は総会において総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の決議により変更することができる。

(合併等)

第69条 本会議所は、総会において総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の決議により、他の一般社団・財団法人法上の法人との合併又は事業の全部若しくは一部の譲渡及び公益目的事業の全部の廃止をすることができる。

(解散)

第70条 本会議所は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(公益目的取得財産残額の贈与)

第71条 本会議所が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により消滅する場合（その権利義務を継承する法人が公益法人であるときを除く。）には、総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1ヵ月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の処分)

第72条 本会議所が解散により清算するとき有する残余財産は、総会の決議を経て、国若しくは地方公共団体又は公益法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人であって租税特別措置法第40条第1項に規定する公益法人等に該当する法人に贈与するものとする。

(清算人)

第73条 本会議所の解散に際しては、清算人を総会において選任する。

第 11 章 雑 則

(委任)

第74条 本定款に別に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は、理事会の決議を経て別に定める。

附 則

- 1 本定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）第106条第1項に定める公益社団法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 本会議所の最初の代表理事は伊藤達也とする。

- 3 本会議所の最初の専務理事は赤沼範高とする。
- 4 整備法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と公益社団法人の設立の登記を行ったときは、第58条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

附 則

- 1 本定款の改正は、変更届出が完了した日（平成24年8月21日）より施行する。